

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画

本学では、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定し、取り組みを進めていきます。

1 計画期間 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間

2 現状の課題

- ・育児休業取得率について、女性100%であるのに対し、男性25%と差が生じている。
- ・事務職員の所定外労働時間が、一人当たり年間20時間程度の増加傾向にある。
- ・年次有給休暇の取得率にばらつきがある。

3 目標と対策

目標1 育児休業等制度の利用促進を図り、積極的な活用を推進する

数値目標 男性の育児休業取得率50%以上を目指す。

【対策】令和7年4月1日～

- ① 育児休業等に関する諸制度について、周知徹底を図る。
- ② 育児休業等を取得しやすい環境整備を目指し、管理職向け研修を導入する。

目標2 事務職員の時間外労働を削減するための措置を講ずる

数値目標 一人当たりの年間所定外労働300時間以内を目指す。

【対策】令和7年4月1日～

- ① 定期的に業務の見直しを行い、分担・削減・効率化を推進する。
- ② 毎月の安全衛生委員会で各部署の状況を把握・分析し、適切に対応する。

目標3 年次有給休暇の取得促進を図る

数値目標 取得率70%以上を目指す。

【対策】令和7年4月1日～

- ① ゴールデンウィーク、年末年始、夏季休業期間等の前後における休暇取得により、連続休暇の取得促進を図る。
- ② 子どもの学校行事等への参加や家族の記念日などにおける休暇について、取得しやすい環境づくりに努める。